

**公益社団法人日本語教育学会**  
**バナー広告掲載要領**

制定 2017年5月3日

公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）は、定款第5条第1号の要領に基づき、バナー広告掲載要領を次のとおり定める。

（趣旨）

第1条 この要領は、日本語教育の研究促進と振興のため、定款第4条の学会の目的に資する事業を行う者が、本学会ウェブサイトにもバナー広告（以下「広告」という。）を掲載することを希望する場合に必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載対象者）

第2条 広告を掲載しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）民間日本語教育機関・施設及び法人企業
- （2）公的日本語教育関係機関及び公益法人
- （3）地域日本語教育関係団体・法人
- （4）大学機関
- （5）国又は地方自治体の機関
- （6）前各号に掲げる者のほか、本学会会長（以下「会長」という。）が特に認める者

（広告の内容制限）

第3条 広告及び広告からリンクしているウェブサイトの内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）日本語教育のための教材・教具・教育機器に関するもの
- （2）日本語教育機関・教育施設に関するもの
- （3）奨学、研究助成等の教育・研究支援団体／プログラムに関するもの
- （4）日本文化・外国文化を紹介する資料等の情報に関するもの
- （5）教育・研究活動を推進するその他の情報に関するもの
- （6）日本語を第一言語としない者に対する日本語教育の研究促進と振興に関するその他の資料であって会長が適当であると認めるもの。
- （7）前各号に掲げるもののほか、会長が特に認めるもの

（広告の設置場所及び掲載枠数）

第4条 広告の設置場所及び掲載枠数は、原則として本学会ウェブサイトトップページにおいて8枠とする。

（広告の規格）

第5条 広告の規格は、次に各号に定めるとおりとする。

- （1）画像サイズ：縦45ピクセル×横198ピクセル
- （2）ファイル形式：GIF形式またはJPEG形式
- （3）データ容量：50KB以内

（広告の掲載期間）

第6条 広告掲載期間は最低期間を1か月とし、以降1か月単位で更新を受け付ける。

(広告の掲載料)

第7条 広告掲載料は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本学会ウェブサイトトップページは1枠につき月額 30,000 円(税込)、賛助会員は会員に関する細則別表の特典による割引価格とする。
- 2 掲載料は、ページのアクセス数等に応じて変更できるものとし、変更する掲載料は別に定めるものとする。
- 3 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、原則として広告掲載開始日の7日前までに本学会に広告掲載料を一括納付するものとする。
- 4 広告掲載料を振込により本学会に納付する場合に発生する振込手数料は、広告主負担とする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、「公益社団法人日本語教育学会バナー広告掲載申込書」(様式第1号。以下「申込書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付し、会長に提出するものとする。

- (1) 広告掲載の承認を受けるバナー広告の見本。
- (2) 申請者が団体である場合は、当該団体の概要を説明する書類
- (3) 申請者が個人である場合は、前号に掲げる種類に準ずる書類
- 2 前項の申し込みがあったときは、会長は広報委員会(以下「委員会」という。)に広告掲載の適否について次の各号に掲げる基準により審査させるものとし、その結果を速やかに「公益社団法人日本語教育学会バナー広告掲載決定通知書兼請求書」(様式第2号)又は「公益社団法人日本語教育学会バナー広告非掲載決定通知書」(様式第3号)により申込者に通知するものとする。
  - (1) 申請者が第2条各号に掲げる者のいずれかに該当すること。
  - (2) 広告の内容が第3条各号に掲げるいずれかに該当するものであること。
- 3 前項の場合において、広告掲載が適当と認める申し込みが、第4条に定める掲載枠数を超える場合は、賛助会員を優先するものとし、それ以外の申込者については抽選により広告掲載を決定するものとする。
- 4 前項の抽選にもれた申込者および広告掲載が適当だと認められた申込者については、広告欄に空きが生じた場合の掲載順番登録を行うことができるものとする。
- 5 バナー広告の掲載位置は、委員会が指定するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 バナー広告原稿は、第5条に定める規格により広告主の負担で作成し、本学会が指定する期日までに提出するものとする。

(広告の内容責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容の変更)

- 第11条 広告の内容、デザイン及び広告からリンクしているウェブサイトの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがある、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- 2 広告主が広告の内容を変更しようとするときは、「公益社団法人日本語教育学会バナー広告変更申込書」(様式第4号)により会長に申し込むものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 会長は、次の場合には、広告掲載決定の取り消し又は掲載広告の削除を行うこ

とができる。

- (1) 申込書の内容に不正の事実があった場合
- (2) 広告主が、広告掲載開始日までに本学会に広告掲載料を納付しなかった場合
- (3) 広告主が、指定する期日までに本学会に広告原稿を提出しなかった場合
- (4) 広告主が、広告からリンクしているウェブサイトの提供を中止又は廃止した場合
- (5) 広告主が、第2条に定める要件に適合しなくなった場合
- (6) 広告主の内容が、第3条に定める要件に適合しなくなった場合
- (7) 前条第1項の要領による求めに応じない場合

(広告掲載料の返還)

第13条 前条各号の理由又は広告主の都合により、契約期間の途中で掲載を中止する場合は、納付された広告掲載料は返還しないものとする。

2 広告主の責めに帰さない理由で広告が掲載できなかったときは、本学会は広告主に広告掲載料を返還するものとする。返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額の総額とする。

3 返還に際し振り込み手数料が発生する場合は、本学会が負担するものとする。

(免責事項)

第14条 広告を掲載する本学会ウェブサイト又は広告を掲載するためのシステムについて、緊急保守、更改、障害、火災、停電、天災等の事由により本学会が必要と認めた場合、事前に通知することなく一時的に広告掲載の全部又は一部を中断することができるものとする。なお、この場合、本学会は、可及的速やかに再開するよう努めるものとし、当該中断については、速やかに広告主に報告するものとする。

2 広告掲載期間中、本学会の都合によりウェブサイトを一時的に閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(承認資料の管理)

第15条 バナー広告掲載を承認する資料を管理するため、本学会事務局に「バナー広告掲載承認簿」(様式第5号)を備えるものとする。

附 則

1 この要領は2017(平成29)年4月1日から施行する。